

豊橋市監査公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年8月29日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

令和5年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名: 豊橋みどりの協会]

公表番号:11号]

対象団体 及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
豊橋みどりの協会	指摘事項	出展鉢花等一時保管及び運搬委託業務において、信頼のおける業者であることを理由に一者随意契約をしているが、花壇展示物の保管及び配送業務は、他者においても履行可能と考えるので、競争性を確保するためにも適正な事務処理をされたい。	令和6年4月から当業務については、本協会契約規則に基づいて、2人以上の者から見積書を徴し業者の選定をした。	R6.7.24
	指摘事項	公益財団法人豊橋みどりの協会契約規則では、予定価格が50万円を超える場合は競争入札に付すこととなっているが、消耗品の購入において、予定価格が50万円を超えているにもかかわらず、随意契約を行っている事例が散見されたので、適正な事務処理をされたい。	予定価格が50万円を超える消耗品の購入については、当協会の契約規則にのっとり競争入札に付するよう、令和6年1月に関係職員が参加する月例会議において周知を図った。	R6.7.24
	意見	花交流フェア花ほつらム賃貸借業務において、様々なアイデアを持ち作成・実行できることを理由に一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的であるため、履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。	一者随意契約により契約を締結する賃貸借業務については、事前にその根拠を整理した上で一者随意契約理由書に競争性を有していない理由を記載し、令和6年4月の契約から改めた。	R6.7.24
	意見	出展鉢花等運搬委託業務において、着手届及び完了届の業務期間最終日の記載が請書にある業務期間最終日を過ぎていたものを受け取っていたので、提出書類の確認を徹底するなど適切な事務処理に努められたい。	令和6年1月から業者からの提出書類に期限超過や記載誤りがないよう担当とグループリーダーの2名でのチェック体制を強化し適正な事務処理に努めるよう、令和6年1月に関係職員が参加する月例会議において周知を図った。	R6.7.24
	意見	会計監査及び税務委託業務の一者随意契約理由書において、仕様書に記載のない業務を理由としていたので、仕様書の業務との整合性を図り、適切な事務処理に努められたい。	一者随意契約により契約を締結する委託業務については、業務内容を十分に把握した上で適正な仕様書と一者随意契約理由書を作成するよう、令和6年4月の契約から改めた。	R6.7.24
	意見	植物園スタッフと行くバスツアーにおいて、参加者募集をホームページ等で不特定多数の者を対象に行ったことは、旅行業法違反となるおそれがあるので、観光庁通知に沿って実施するよう努められたい。	今後実施するバスツアーについては、観光庁が通知する「自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱い」を遵守し、ツアーの企画意図を明確にした上で実施するよう、令和6年1月に関係職員が参加する月例会議で周知を図った。	R6.7.24